

中小企業海外進出支援事業費補助金募集要項

1. 事業概要

京都府及び（公財）京都産業21（以下「財団」という。）では、海外経済リスクや消費税率引き上げ等、経済環境が変化する中、海外取引先の獲得や拡大を目指し、新規に海外見本市等に出展する中小企業に対して支援することを目的として、その経費の一部を助成する補助金制度を創設します。

2. 補助対象者

次の各号に掲げる全てを満たす「企業または5社以上で構成されるグループ」

- (1) 中小企業法に基づく中小企業であること。
- (2) 京都府内に本社、工場又は主たる営業所を有するものづくり企業（製造業）であること。
- (3) 海外取引先を新規に開拓する意欲があり、かつ事業多角化（又は転換）を進める意欲があること。
- (4) 初めて海外見本市に出展する、又は未開拓の国・地域での海外見本市に出展する企業であること。

※以下に該当する場合は応募できません。

①不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則として応募資格がありません。
②その他	次のいずれかに該当するときは対象となりません。 ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。（一部例外を除く） イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。 ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

	<p>キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が「ア」から「オ」までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき</p> <p>ク 補助事業者が、「ア」から「オ」までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（「カ」に該当する場合を除く。）に、財団が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき</p> <p>ケ 本社又は事業所の府外移転を行う（検討開始を含む。）ことが明確なとき。</p>
--	--

3. 補助対象経費

ブース小間料、装飾費、現地通訳費、展示品輸送費、旅費、その他見本市等の出展にあたり財団が必要と認める経費

4. 補助率

補助対象経費の1/2以内

5. 補助金額

(1) 単独での出展の場合

上限 300千円

(2) 5社以上で構成されるグループでの出展の場合

上限 1,500千円

6. 補助対象期間

交付決定日から令和2年3月31日までに事業が終了するもの

※交付決定の通知は令和元年12月初旬を予定しています

7. 募集期間

令和元年10月31日（木）から11月22日（金）17時まで【必着】

8. 申し込み方法

財団ホームページから申請書等必要書類をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、持参又は郵送によりお申し込みください。

【お問い合わせ及び書類提出先】

(公財) 京都産業21 事業支援部 販路開拓グループ

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター（担当：勝山）

TEL:075-315-8590 FAX:075-323-5211 e-mail:market@ki21.jp